

（仮称）箱根町犯罪被害者等支援条例の骨子（案）

総務部町民課

目 次

1	目的	1
2	定義	1
3	基本理念	1～2
4	町の責務	2
5	町民の責務	2
6	事業者の責務	2
7	相談、情報の提供等	2～3
8	犯罪被害者等への支援	3
9	町内に住所を有しない犯罪等による被害者等への支援	3
10	人材の育成	3
11	民間支援団体への支援	3
12	町民への啓発活動等	4
13	支援を行わないことができる場合	4
14	意見の反映	4
15	委任	4
	条例の施行日	4
	条例制定のスケジュール	4

1 目的

この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援等について、基本理念を定め、町、町民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、支援のための施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、もって安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とします。

2 定義

本条例における用語の定義です。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいいます。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者で町内に住所を有するもの及びその家族又は遺族その他これらの者に準ずると町長が認める者をいいます。
- (3) 町民等 町内に住所を有する者、町内に居住する者、町内に勤務する者、町内に在学する者又は町内において活動を行う者をいいます。
- (4) 事業者 町内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。
- (5) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等の置かれている状況についての無理解による言動、配慮に欠ける対応、誹謗中傷等によって犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、生活の平穩の侵害その他の被害をいいます。
- (6) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいいます。
- (7) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいいます。
- (8) 関係機関等 国、他の地方公共団体、警察、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものをいいます。

3 基本理念

本条例における基本理念です。

- (1) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、配慮して行われるものとします。
- (2) 犯罪被害者等の支援は、迅速かつ公正に行われるとともに、犯罪被害者等にとって利用しやすいものとします。

- (3) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が置かれている状況その他の実情に応じて、町、関係機関等、町民等及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進するとともに、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、途切れることなく行われるものとします。
- (4) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は日常生活を害することのないよう、二次被害及び再被害の発生の防止について配慮して行われるものとします。

4 町の責務

- (1) 町は、基本理念にのっとり、関係機関等との役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施するものとします。
- (2) 町は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と相互に連携及び協力を図るものとします。

5 町民等の役割

町民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないように努めるものとともに、町がこの条例に基づき実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めるものとします。

6 事業者の役割

- (1) 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮に努めるものとともに、町が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとします。
- (2) 事業者は、犯罪被害者等が安心して暮らすために必要な各種の手續に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等の就労及び勤務について十分配慮するよう努めるものとします。

7 相談及び情報の提供等

- (1) 町は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行うものとします。

- (2) 町は、犯罪被害者等の支援を総合的に行うための窓口を設置するものとします。

8 犯罪被害者等への支援

町は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、次に掲げる支援を実施するものとします。

- (1) 犯罪等の被害により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等に対し、家事、子育て等に要する費用の助成その他必要な支援を行うこととします。
- (2) 犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、転居に要する費用の助成その他必要な支援を行うこととします。
- (3) 犯罪等の被害による経済的負担の軽減を図るための犯罪被害者等に対し、支援金の支給その他必要な支援を行うこととします。
- (4) 犯罪等の被害により法律上の問題に直面している犯罪被害者等に対し、法律相談の実施その他必要な支援を行うこととします。
- (5) 犯罪等により精神的な被害を受けた犯罪被害者等に対し、心理に関する相談の実施その他必要な支援を行うこととします。
- (6) 犯罪被害者等の雇用の安定を目的として関係機関等と連携して実施する、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を促進するための支援その他必要な支援を行うこととします。

9 町内に住所を有しない犯罪等による被害者等への支援

町は、町内に住所を有しない者が町内で発生した犯罪等により害を被ったときは、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して、7の(1)に規定する支援を行うものとします。

10 人材の育成

町は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修の実施その他必要な取組を行うものとします。

11 民間支援団体への支援

町は、犯罪被害者等の支援において民間支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るため、情報の提供その他必要な支援を行うものとします。

12 町民等への啓発活動等

町は、犯罪被害者等が地域社会で孤立しないようにするため、犯罪被害者等が置かれている状況並びに二次被害及び再被害の防止の重要性について町民等の理解を深めるよう、啓発活動その他必要な取組を行うものとします。

13 支援を行わないことができる場合

町は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができるものとします。

14 意見の反映

町は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等及び関係機関等から意見を聴き、施策に反映させるよう努めるものとします。

15 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとします。

条例の施行日

この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

条例制定のスケジュール

令和 7 年 9 月 1 日～30 日	条例の骨子（案）に対するパブリックコメント
令和 7 年 11 月	12 月定例会に条例案を上程
令和 8 年 4 月	条例施行